第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金

申請手続（公募要領）

令和７年７月１日

一般社団法人　栃木県ＬＰガス協会内　補助金センター

ＴＥＬ　：　028-689-9912

ＦＡＸ　：　028-689-9913

ＨＰ　：　https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa_6/

目次

Ⅰ　はじめに ..... - 2 -
（１）　本要領について ..... - 2 -
（２）　申請にあたっての注意点 ..... - 2 -
Ⅱ　本補助事業の概要 ..... - 3 -
（１）　目的 ..... - 3 -
（２）　概要 ..... - 3 -
（３）　補助対象 ..... - 4 -
（４）　値引きの実施 ..... - 4 -
（５）　値引きの特例 ..... - 5 -
（６）　本補助事業の補助対象者 ..... - 5 -
（７）　事業の流れ ..... - 6 -
Ⅲ　本補助事業の対象者の要件 ..... - 6 -
Ⅳ　本補助事業の交付決定 ..... - 7 -
Ⅴ　申請手続き等の概要 ..... - 7 -
（１）　公募受付期間 ..... - 7 -
（２）　申請方法 ..... - 7 -
（３）　申請手順 ..... - 8 -
（４）　審査方法 ..... - 8 -
（５）　審査結果 ..... - 8 -
（６）　申請情報の変更 ..... - 8 -
（７）　申請取下げ ..... - 9 -
Ⅵ　最終値引き後の手続きの概要 ..... - 9 -
（１）実績報告 ..... - 9 -
（２）精算払い ..... - 10 -
（３）概算払い ..... - 10 -
Ⅶ　不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除 ..... - 11 -
（１）不正の防止 ..... - 11 -
（２）不適切な行為の防止 ..... - 11 -
（３）反社会的勢力の排除 ..... - 11 -
Ⅷ　個人情報の取り扱い ..... - 11 -
Ⅸ　お問い合わせ先 ..... - 12 -

Ⅰ　はじめに

（１） 本要領について

第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業（以下「本補助事業」という。）のＬＰガス料金値引き原資に対する補助について公募を行いますので、事業の実施に当たり以下に定める事項に基づき、ご申請願います。

（２） 申請にあたっての注意点

１　本補助事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本補助事業は、ＬＰガス料金の上昇により影響を受ける一般家庭等※の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本補助事業の趣旨を逸脱した行為は認められませんのでご注意ください。

（※）　液化石油ガス法第２条第２項で規定される一般消費者等であり、栃木県内でＬＰガスを消費する者とする。また、原則として体積販売で供給されている者とし、国又は地方公共団体により管理等が行われている施設は除く。

２　本補助事業は、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）及び第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業費補助金交付要領（令和 7 年６月 20 日付け工第 327 号栃木県産業労働観光部長通知）など関係法令等に基づき実施されます。

また、申請書類において、以下を宣誓いただきます。

①不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

②反社会的勢力排除に係る誓約事項

③ＬＰガス販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

④事業遂行上の課題・懸念等に対して、本補助事業の補助事業者である一般社団法人栃木県ＬＰガス協会が設置する補助金センター（以下「補助金センター」という。）に事前報告し、補助金センターの決定事項に協力すること。

⑤第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に従うこと。

本補助事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合、不正受給が確認された場合は、交付規程に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めることがあります。

３　一般社団法人栃木県ＬＰガス協会による補助金の交付決定後でないと、補助対象となる値引き行為はできません。

交付申請書の審査の結果、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認定する「補助金交付決定通知書」が送付されます。

４　契約消費者数が大幅に増加することにより、補助金交付決定額を上回るおそれがある場合は、「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。

5　補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は交付されません。

ＬＰガス販売事業者は、補助事業の終了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書を、定められた期日までに補助金センターに提出しなければなりません。

なお、追加で補助金センターから提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。

定められた期日までに、実績報告書等の提出が補助金センターで確認できなかった場合には、補助金交付決定通知書を受領していても、補助金の受給対象外となります。

6　実際に交付される補助金は、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。また、交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還することとなります。

7　補助事業関係書類は事業終了後５年間保存しなければなりません。

ＬＰガス販売事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業が終了した日が属する年度の終了後５年間（令和 12 年度末まで)、補助金センターや栃木県からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

また、会計検査院等による実地検査の対象になりますので、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

8　ＬＰガス販売事業者は、本申請手続（公募要領)、交付規程に記載のない細部については、補助金センターからの指示に従うものとします。

補助事業における実施状況の確認のため、補助金センターが電話連絡や訪問を実施することがあります。また、偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金センターとして、補助金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

Ⅱ　本補助事業の概要

（１）　目的

国が、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージとして電気・都市ガス料金支援を実施する中、栃木県内の約６割、約 56 万世帯等が使用しているＬＰガスについても、その料金が高騰していることを受け、一般家庭等の負担軽減を目的に実施するものです。

（２）　概要

栃木県内でＬＰガスを消費する一般家庭等を対象に、栃木県が指定する値引き上限額 550 円

（消費税及び地方消費税を含む。）により、令和７年９月又は 10 月（令和７年９月に上限額までの値引きを行うことができなかったときに限る。）に、ＬＰガス料金の値引きを行ったＬＰガス販売事業者に対して、その値引き原資及び値引き事務に要する経費の一部を補助します。

（３） 補助対象

①値引き原資

原則として、令和７年９月の検針時に実施した値引きを補助対象とします。

なお、９月に上限額までの値引きを行えなかった場合（過入金処理を含む。）や、経営上の都合により９月値引きが困難な場合は、例外的に 10 月に実施した値引きも可とします。

（値引き合計額上限 550 円）

令和７年８月 31 日（８月検針時）以前、11 月１日（11 月検針時）以降に実施した値引きは補助対象に該当しません。令和７年９月から 10 月までの間では検針をせず、代わりに、令和７年 11 月に併せて検針を行う場合も、11 月の値引きは補助対象とならないので、注意してください。

・同一者が複数契約を有する場合は、契約ごとに値引きを実施

・令和７年９月１日以降、新たにＬＰガス供給を契約した一般家庭等は対象外

ただし、９月１日から９月 30 日までの新規契約にあっては、従前の契約で本補助事業による値引きを上限額まで受けていない場合、その差額について値引きの実施が可能

【９月１日から９月 30 日に新規契約した一般家庭等への確認方法】

従前の住所を口頭で確認

・県外の場合は、値引き可能

・県内の場合は、従前の契約の検針票等を確認※し、値引きを上限額まで受けていない場合は、値引き可能

（※） 検針票等がない場合は、契約者に対して、従前のＬＰガス販売事業者への検針票等の値引きの事実が分かる書類の再発行手続きをご案内ください。再発行の依頼を受けたＬＰガス販売事業者は速やかにご対応いただきますようお願いします。

②値引き事務経費

上記①に係る値引き事務の経費の一部（下限 10,000 円、上限 100,000 円）

値引き事務経費：100 円×（値引きした一般家庭等の数）

（４） 値引きの実施

①周知

値引きが記載された検針票や請求書の発行時まで（発行と同時も可）に、補助金センターが作成するリーフレット等により、本事業による値引きが行われることを一般家庭等に周知することが必要です。これにより液石法 14 条の書面の再交付を行ったものとみなします。

②値引きの実施

原則として、令和７年９月の検針時に実施した値引きを補助対象とします。

なお、９月に上限額までの値引きを行えなかった場合（過入金処理を含む。）や、経営上の都合により９月値引きが困難な場合は、例外的に 10 月に実施した値引きも可とします。

なお、値引きを実施した際は、一般家庭等に対して、検針票及び別紙などにより、次の項目について明示する必要があります。

【検針票等に記載が必要な項目】

・第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金による値引きであること
　検針票等への表示用の略称は、「とちＬＰ割６」（「とちＬＰわり６」でも可））
・値引き額

※過入金の場合の処理

令和７年９月にＬＰガス料金を値引きしたときの残額を過入金として処理し、その残額分が令和７年 10 月に精算されたときは、値引き額の全額が補助対象となります。

ただし、令和７年 10 月に精算しきれず、さらに 11 月以降に残額を持ち越した場合は、その残額分については、補助対象となりません。

○令和７年９月料金：400 円　値引き：550 円　請求：０円　過入金：△150 円
　令和７年 10 月料金：400 円　過入金：△150 円　請求：250 円　⇒550 円全額が補助対象

×令和７年９月料金：250 円　値引き：550 円　請求：０円　過入金：△300 円
　令和７年 10 月料金：250 円　過入金：△300 円　請求：０円　過入金：△50 円
　⇒過入金 50 円は補助対象外

（５） 値引きの特例

値引き額上限 550 円は消費税込みの金額となるため、値引きを実施する際は、消費税込みの料金合計額から差し引くこととなります。

ただし、システム等の関係で消費税込みの料金合計額から値引きすることが困難な場合は、500 円（消費税及び地方消費税を含まない。）を使用することも可能です。この場合、値引き額 500 円を差し引いた後に、消費税率を乗じることとします。

（６） 本補助事業の補助対象者

本補助事業の補助対象者は、申請時において、Ⅲの要件を満たすＬＰガス販売事業者とします。

（７） 事業の流れ

本補助事業の流れは以下のとおりです。

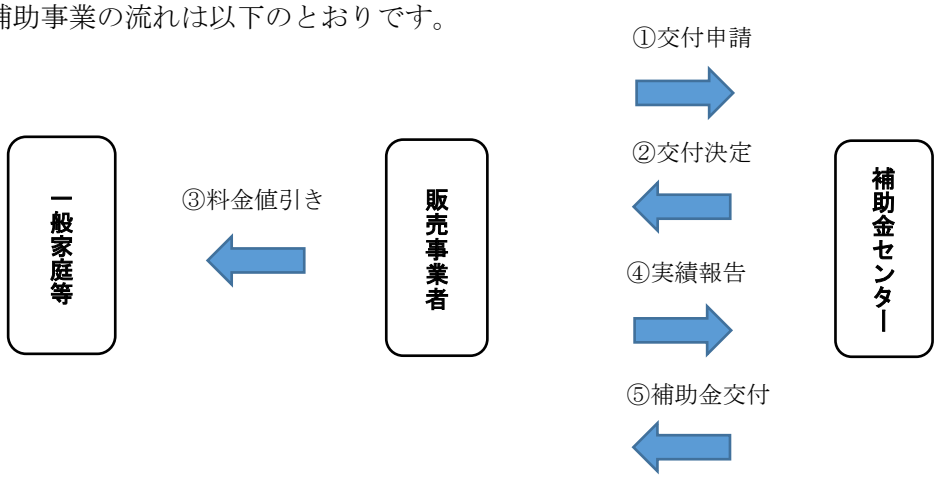

Ⅲ　本補助事業の対象者の要件

本補助事業の補助対象者は、以下の要件を満たし、本補助事業に係る各誓約事項に同意する必要があります。

申請内容に虚偽があった場合や、要件を満たしていない場合は交付決定を取り消すことがあります。

1. ＬＰガス販売事業者※1であること
2. 申請時において、令和３年以降と比較してＬＰガス料金が上昇していること
3. 値引きを行う前に、リーフレット等※2において、一般家庭等に値引きの実施を周知できること
4. 栃木県内でＬＰガスを消費する一般家庭等に対して、栃木県が指定した値引き額での値引きを行い、当該事実を明示できること※3
5. 栃木県又は補助金センターからの情報開示、広報への協力ができること
6. 令和７年９月又は 10 月（令和７年９月に上限額までの値引きを行うことができなかったときに限る）に値引きが実施できること
7. 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること
8. 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が、各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

（※１）　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第３条第１項の登録を受けた者及びガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第３条の登録を受けた者であって、一般家庭等にＬＰガスを販売する者をいう。

（※２） 補助金センターが作成したリーフレットは、紙での配布のほか、電子メール等による電子配布でも差し支えないものとする。

なお、このリーフレットによらず各ＬＰガス販売事業者が独自に作成したものを使用する場合は、リーフレットの記載内容が漏れなく記載されていること。

（※３） 請求書、検針票、WEB 明細等において、Ⅱ（４）の「検針票等に記載が必要な項目」について明示すること。

Ⅳ　本補助事業の交付決定

本補助事業の交付決定額は、ＬＰガス料金の値引き対象となる一般家庭等の数を基に、原則として補助金センターが指定する以下の計算方法①で算出します。なお、交付決定額は消費税抜きの金額ですが、値引き額（550 円）は消費税込みの金額であることにご留意ください。そのため、交付申請の際には、値引き額に一般家庭等数を乗じた値引き対象の総額から、消費税率（1.1）で割り戻した金額で申請してください。

また、Ⅱ（５）値引きの特例により、500 円（消費税及び地方消費税を含まない。）を用いて値引きを行うＬＰガス販売事業者については、以下②の計算方法で算出します。

なお、値引き事務経費の補助額は、一般家庭等数（契約数）に 100 円を乗じた額とします。ただし、上記の金額が 10,000 円に満たない場合は下限 10,000 円、上記の金額が 100,000 円を超えた場合は上限 100,000 円とします。また、値引き事務経費の補助はＬＰガス販売事業者単位となります。

対象者	交付決定額
一般家庭等 （原則、体積販売に限る）※国・地方公共団体の施設は除く。	【①550 円（消費税及び地方消費税を含む。）で値引きする場合】 補助対象となる一般家庭等数×値引き額（550 円） ／1.1（消費税率） ＋値引き事務経費（補助対象となる一般家庭等数×100 円） 【②500 円（消費税及び地方消費税を含まない。）で値引きする場合】 補助対象となる一般家庭等数×値引き額（500 円） ＋値引き事務経費（補助対象となる一般家庭等数×100 円）

Ⅴ　申請手続き等の概要

（１） 公募受付期間

令和７年７月 14 日（月） ９時～令和７年８月 20 日（水）16 時 30 分　必着

本公募は、締め切りを待たずに随時審査を行い交付決定いたします。

（２） 申請方法

申請は以下 WEB サイトの書類をダウンロード等し、郵送又は持参等によりご提出ください。

【提出方法】

補助金センターへ持参又は郵送の他、ＬＰガス販売事業者が所属する栃木県ＬＰガス協(以下、「協会」という。）の各支部で預かり、各支部から補助金センターへ送付（この場合の送料は協会が負担）とすることも可能といたします。

WEB サイト： https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa_6/

提出先住所：栃木県宇都宮市東今泉 2-1-21　（一社）栃木県ＬＰガス協会内補助金センター

（３） 申請手順

① 本要領及び交付規程の内容を確認する。

② 申請書類を入手し、書類を作成する。

③ 申請書類及び必要な添付書類を補助金センターへ提出する。

【表①：補助金交付申請時に必要な書類】

提出書類名	様式
第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金に係る交付申請書	様式第 1
誓約事項等 同意書	様式第 1 の別紙 1
「振込先金融機関の情報」及び「通帳の表紙と見開きのコピー」※	様式第 1 の別紙 2

※第一次から第五次までの補助事業補助金交付済のＬＰガス販売事業者は、上記請求書に記載した口座が以前と同じ場合に限り、「通帳の表紙と見開きのコピー」の提出を省略できます（「通帳の表紙と見開きのコピー」の提出を省略する場合でも「振込先金融機関の情報」の提出は必須です)。

（４） 審査方法

補助金センターは、ＬＰガス販売事業者が以下の要件を満たしているか審査を行います。

① Ⅲに規定する要件をすべて満たすこと

② 補助金センターが指定する「第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業」の基準を満たしていること

※審査内容についてお答え致しかねますので、ご了承ください。

（５） 審査結果

審査結果は、補助金センターからの通知にてお知らせします。

（６） 申請情報の変更

申請した内容については、変更承認等を受けることで変更や追加をすることができます。申請情報の変更が必要になった場合は、速やかに補助金センターに連絡してください。変更や追加の内容によっては、承認されない場合があります。その際は、補助金センターの指示に従ってくだ

さい。

○申請時のＬＰガス販売事業者の報告義務

ＬＰガス販売事業者は、申請時に補助期間中における廃業、ＬＰガス事業の撤退等により本補助事業を遂行できなくなることが明確である場合やその懸念がある場合には、速やかに補助金センターに対してその旨を報告する義務があります。

また、自社と取引等の関係を有するＬＰガス販売事業者が廃業、撤退等による本補助事業の遂行に支障が出ることが明確である場合や、その懸念があると把握される場合にも、速やかに補助金センターにその旨を報告する義務があります。

ＬＰガス販売事業者による上記の報告義務の違反が、補助金センターの調査にて明らかになった場合は、補助金センターの決定する対応方法に従うことになります。

（７） 申請取下げ

交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る申請内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、当該申請を取り下げることができます。取り下げる場合は、速やかに補助金センターに連絡してください。

Ⅵ 最終値引き後の手続きの概要

（1）実績報告

最終の値引きを実施後、実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、補助事業（値引き）を行った一般家庭等の一覧表を併せて提出していただきます。実績報告書は、最終の値引きを実施した日から起算して30日を経過した日又は令和７年11月28日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

なお、実績報告書に記載する「値引き実績額（総額）」について、値引き額550円（消費税及び地方消費税を含む。）で値引きを行ったＬＰガス販売事業者は、Ⅳ（２）交付決定額と同様、値引き額総額を消費税率（1.1）で割り戻した額を記載ください。

補助金センターが、実績報告書や帳票等の確認を行い、額の確定について通知します。

【表②：実績報告時に必要な書類】

提出書類名	様式
第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金に係る補助事業実績報告書	様式第5
補助事業（値引き）を行った一般家庭等の一覧表	※

※一覧表には、①氏名など個人が識別できるもの、②一般家庭等の各月の値引き額を記載すること。値引きを行った一般家庭等の中に、９月中に新規契約又は契約解除を行った者がいる場合は、備考欄にその旨記載すること。なお、新規契約の場合は、従前のＬＰガス販売事業者名も併せて記載すること。

また、補助金センターが無作為に選んだ一般家庭等（10 件程度）について、値引きの事実が確認できる検針票等の写しを提出すること（２か月にわたっての値引きの場合は２か月分の検針票等)。

（２）精算払い

額の確定通知を受けた後、請求書を提出していただきます。補助金センターは、請求書をもって、補助金の精算払いを行います。

【表③：精算払い請求時に必要な書類】

提出書類名	様式
第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金精算払請求書	様式第 7-1
「通帳の表紙と見開きのコピー」	※

※交付申請書に記載した「振込先金融機関の情報」に変更がある場合は、請求書に変更後の情報を記載し、併せて「通帳の表紙と見開きのコピー」を提出してください。

（３）概算払い

補助金は、原則、最終値引き実施後に精算払いとしますが、精算払いでは本補助事業の遂行が著しく困難である場合は、交付決定後、概算払請求書を補助金センターに提出してください。補助金センターが審査し、妥当性が認められた場合に限り、速やかに概算払いによる支払いを行うこととします。

なお、概算払いは交付決定額の５割を上限として申請することができます。

また、交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還していただくこととなります。

※ 令和７年９月５日（金）16 時 30 分までに概算払請求書の提出がない場合は、概算払いをすることができません。

【表④：概算払い請求時に必要な書類】

提出書類名	様式
第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金概算払請求書	様式第 7-2
納税証明書	※1
「通帳の表紙と見開きのコピー」	※2

※1 納税証明書（発行日から３か月以内のもの）

県税事務所が発行する全税目の県税に未納がないことの証明書を提出してください。

使用目的「６補助金交付申請のため」　証明事項「１県税に未納がないこと（全税目)」

提出先「２その他（一般社団法人栃木県ＬＰガス協会内補助金センター)」

※2 交付申請書に記載した「振込先金融機関の情報」に変更がある場合は、請求書に変更後の情報を記載し、併せて「通帳の表紙と見開きのコピー」を提出してください。

Ⅶ　不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

（1）不正の防止

ＬＰガス販売事業者による架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとすること。

（2）不適切な行為の防止

ＬＰガス販売事業者が、①補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、支援対象期間に合わせた値上げを恣意的に行うこと、②補助金による値引きの価格を営業資料の料金表示に用いること等、本補助事業の趣旨に反する行為を行った場合には、補助対象としない他、必要に応じて関係法令等による処分を行うことがあります。

（3）反社会的勢力の排除

ＬＰガス販売事業者は、本補助事業を遂行するにあたり、反社会的勢力※の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について

以下のいずれかに該当する者をいう。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
③ 暴力団準構成員
④ 暴力団関係者
⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
⑥ その他前各号に準ずる者

Ⅷ　個人情報の取り扱い

本補助事業により補助金センター（その委託先を含む。）がＬＰガス販売事業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本補助事業の業務の範囲内でのみ使用

します。

Ⅸ　お問い合わせ先

一般社団法人　栃木県ＬＰガス協会内　補助金センター　　ＴＥＬ：028-689-9912

ＦＡＸ：028-689-9913

営業時間：平日午前９時～午後４時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）